

日蓮宗蓮照寺檀徒規約

- 第一条 蓮照寺檀徒（以下檀徒という）は、蓮照寺に所属し、檀徒名簿に登録された者をいう。
- 第二条 檀徒は、蓮照寺の年中行事に参加奉仕、年間の護持会費を納入し、蓮照寺の護寺につとめる。
- 第三条 檀徒で、その本文に反する行為ありと任職が認められたときは、役員会に諮り、日蓮宗宗制により檀徒名簿から削除することができる。
- 第四条 檀徒は、所定の経費および付け届けを納めなければならない。
- 第五条 檀徒が住所を変更し、または祭祀継承者が変更したときは、直ちに任職に届け出なければならない。

蓮照寺墓地積使用規定

- 第一条 蓮照寺墓地管理者は、蓮照寺任職である。
- 第二条 蓮照寺墓地は、蓮照寺檀徒に限りこれを使用する。
- 第三条 蓮照寺墓地の面積および永代使用料については、任職の定めるところによる。
- 第四条 檀徒は、蓮照寺墓地を第三者に譲渡することは出来ない。
- 第五条 檀徒が蓮照寺墓地に埋葬しようとするときは、埋火葬許可証を管理者に提出し受理された後、日蓮宗の儀式を受けるものとする。但し、被埋葬者と檀徒との続柄により、任職が決定受理するものとする。
- 第六条 蓮照寺檀徒の埋葬蔵の場合は、その祭祀継承者がその旨任職に届け出て確認受理された後、日蓮宗の儀式を受けるものとする。
- 第七条 蓮照寺檀徒が蓮照寺の檀徒たることを辞退したとき、または、檀徒名簿より削除されたときおよび離檀通告をなしたときは、すみやかに他へ改葬の手続きをとり、跡地を原型に復し、無償で管理者に返還するものとする。
- 第八条 信仰の相違から蓮照寺檀徒たりえない事態が生じたときは、前条の辞退、削除、通告前においてもなお前条による取り扱いをするものとする。
- 第九条 蓮照寺檀徒ないし祭祀継承者にして三年以上墓参なく護寺のつとめを怠った場合は、無縁とし、その後二年を経過して何ら意思表示がないときは、墓地の使用を取り消し、その旨祭祀継承者に通告し、蓮照寺住職は、蓮照寺総代より一名立会人を選定の上、鄭重に処理供養をすることとする。この場合一ヶ月を定め祭祀遺族に通告し期間満了をもって決定する。
- 第十条 前条の決定については、墓地使用者は異議の申し立ては出来ない。
- 第十一条 墓碑の建設、墓地内の工事をしようとするときは、外壁の高さ制限等があるので、事前に管理者に承認を受けなければならない。

入檀書

このたび蓮照寺の檀徒となり墓地使用の許可をうけました上は、本尊に帰依し宗旨を信奉し葬儀法事等一切の法要は必ず蓮照寺住職により執行し、檀徒規約および墓地使用規定を確実に守ります。万一違反した場合は規則に従って処分されても異議申しません。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

職業

電話番号

蓮照寺住職

野澤愛紫殿